

令和4年12月27日

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良一 様

公益社団法人全国産業資源循環協会  
北海道・東北地域協議会  
会長 鈴木 昇



廃棄物処理法における欠格要件について（要望）

日頃より本地域協議会の事業運営に対してご指導とご協力を賜っておりますことに御礼を申し上げます。

さて、令和4年10月19日に開催いたしました第72回北海道・東北地域協議会において、一般社団法人青森県産業資源循環協会から提出された別添要望書について、慎重に協議を行い、公益社団法人全国産業資源循環連合会において関係行政庁に対して改正への働きかけを要望することを決議いたしました。

つきましては、本要望の趣旨をご理解いただき是非ご対応くださいますようお願い申し上げます。

担当

公益社団法人全国産業資源循環協会  
北海道・東北地域協議会 事務局  
（（一社）宮城県産業資源循環協会）

山崎 敏幸

電話 022-290-3810 FAX022-290-0381

E-mail : info@miyagisanpai.or.jp



(公社) 全国産業資源循環連合会  
北海道・東北地域協議会  
会 長 鈴 木 昇 様

# 要 望 書

(一社) 青森県産業資源循環協会  
会 長 庄 司 肇



令和4年10月19日

## 廃棄物処理法における欠格要件について

廃棄物処理法に規定されている欠格要件が、現在の社会情勢に鑑み、廃棄物処理業の健全な発展の障害になっていると思われるところがあります。

つきましては、欠格要件について、下記のとおり要望いたしますので、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

1. 他法令からの波及による取消しの検討
2. 欠格要件に対する都道府県知事の裁量の拡大

## 要望理由の概要

欠格要件とは、廃棄物処理業に関わる人が適正にその事業を行うことができるか否かを判断するための条件であり、廃棄物処理業を行ってはいけない人を排除することを目的とする要件となっている。そのことは、環境省が都道府県及び政令市に対する「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付 循環規発第2104141号）において、十分に読み取ることができるとともに、同指針が改定を重ねる度に都道府県知事等に対して欠格要件に該当する事業所への迅速かつ積極的な運用を強く求めてきている。

廃棄物処理業界は日本経済の成長を静脈産業として支え、さらに資源循環社会形成を推進する上でも担うべき役割は大きく、また、雇用面にける地域経済への貢献度は極めて大きい産業である。このような機能を有する業界でありながら、欠格要件は最も厳しい条件下におかれている。このことは事業者にとって危機管理上は極めて大きな脅威である。

欠格要件の見直しに関して公益社団法人全国産業資源循環連合会は平成29年の廃棄物処理法の改正等に合わせて環境省に提出した「見直しに関する意見」において、「欠格要件の見直し」を求めているが、現在まで制度改善には至ならず、課題として抱えている。

欠格要件の取扱いで課題となるのは「法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」のうち、経営に直接関与しない役員や出資者の行動等に対する欠格要件の適用である。

一例であるが、携帯電話の普及によりもはや現代社会で必要不可欠なものとなっているが、令和元年12月道路交通法の改正施行に伴い、走行中の携帯電話等の使用に関する罰則が強化され、6月以下の懲役又は10万以下の罰金となり、禁錮以上のため欠格要件の対象となり得る。

また、環境保全に関する法令に違反した（法律上の悪質性が重大な場合）においては、直接事案に関与しない役員が兼務する会社が欠格要件の対象となり得る。

いずれの場合も、欠格要件の適用により従業員は解雇となり、地域経済へ少なからざる影響を及ぼすことになることから、都道府県知事等は一律に取り消すことなく、違反内容

等を十分精査してから、応分の処分を科せれるよう裁量を知事等に委ねることが適当と考  
える。

以上のように、欠格要件制度は現在の社会経済環境の変化にそぐわないことに鑑み、次  
の項目について、公益社団法人全国産業資源循環連合会において関係行政庁に対して改正  
への働きかけを要望するものである。

1. 他法令からの波及による取消しの検討
2. 欠格要件に対する都道府県知事等の裁量の拡大

以 上